

サービスご利用まで

相談・申請

相談支援事業所・役所担当課

障害支援区分の認定

どの程度サービスが必要な状態かを確認

サービス等利用計画書の作成

相談支援事業所が依頼（契約）を受けて作成

支給決定・通知

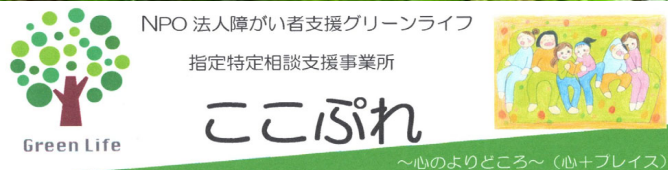
障害福祉サービス受給者証の発行

サービスの利用契約

サービス提供事業者と契約

サービスの利用開始

サービス内容のチェック・見直し
一定期間ごとに見直しを行います。



●障がい者相談支援事業のご案内

障がいをお持ちの方が居宅介護（ホームヘルプ等）、短期入所（ショートステイ）や通所サービス（就労移行、就労継続、放課後等デイサービス）等やグループホーム等を利用する際に必要となる「サービス等利用計画」「障害児支援計画」の作成を行います。

●ここぶれご利用案内

利用者負担	無料（遠方への相談は交通費を頂く場合もございます）
営業日	月～金曜日 （土日祝、年末年始は休み）
営業時間	9:00～18:00
実地地域	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、横浜市

●ご相談の対象者

障がい福祉サービス又は障がい児通所支援を使用する。利用を希望する障がい者又は障がい児とご家族関係者。（身体障害、知的障害、精神障害等の手帳をお持ちの方）

指定特定相談支援事業所
ここぶれ
〒253-0065
茅ヶ崎市松尾7-1 青木ハイツ301号室
電話・FAX：0467-81-5152
E-mail：suzuki27@g-lf.site
JR茅ヶ崎駅からバス乗車「松尾」バス停下車徒歩1分

NPO法人障がい者支援
グリーンライフ

指定特定相談支援事業所

ここぶれ

～こころの拠り所～
（こころ+プレイス）

基本相談支援

計画相談支援

継続サービス利用支援

実は、
こういう事で
困っていませんか？

結局、障がい福祉の
相談ってどうすればいいの？
制度・サービスの
内容もよくわからないし。

そもそも誰に聞けばいいの？

専門家さんにはわかるか
もしれないけど、
私達には福祉の用語って
意味が難しいのよね。

〇〇や□□の事で
困っているけど、
こんな相談でも
受けてくれるのかな？



「〇〇に行って」
とか
「担当は□□です」
とか
たらい回しにされたり、
手続きとかが
複雑そう
それを考えただけで
疲れちゃう。
分かりやすく
説明してもらえない
かしら？

そのお気持ち良く分かります。
本当に相談したい事を話す前に嫌になってしまいますよね。

「ここぶれ」でお話をお伺いします。



事業内容

障がい福祉サービスの利用やサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、きめ細かく支援するものです。

具体的には、相談支援専門員が本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだサービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は定期的にモニタリング（振り返り）を行い、サービス内容等の確認を行います。